

道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書

笠間市は、茨城県の中央部に位置し、県立自然公園を始めとする恵まれた自然環境と多くの文化・歴史的資産を有する県内屈指の観光地として知られている。

また、当市は、ＪＲ常磐線や水戸線、国道５０号、３５５号などの主要な鉄道・道路が交差しているほか、常磐自動車道や北関東自動車道が通る交通の要衝でもある。

このため、目指すべき将来像を「文化交流都市」と位置付け、様々な交流を発展的に展開していく中で、恵まれた地域資源に磨きをかけ、新たな価値の創造を図っているところである。

しかしながら、広域幹線道路は慢性的な交通渋滞をきたしており、迂回車輛の市街地流入等により、交通危険や騒音、一般道の渋滞や破損等、市民の身近な生活環境にも影響を及ぼしている。

一方、当市の市道は３，８５５路線、総延長約１，５００kmを有しており、１級市道は、国庫補助の導入により重点的に整備しているものの、２級その他の未改良、未舗装の市道は市単独費を投入しても、市民が満足できる水準には程遠い状況にある。

また、維持管理においても、交通量の増大等により改良当時の路盤構成では対応できない路線をはじめ、市民からの補修要望に対応が追いつかない状況となっている。

については、本市の道路整備が未だに不十分な状況に鑑み、国においては以下の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率を維持し、安定的確保を図るとともに、地方における道路整備財源の充実を図ること。
2. 観光や地場産業、緊急医療体制の基盤となり「文化交流都市」の実現に資する北関東自動車道の早期全線供用を図ること。
3. 慢性化している国道５０号の渋滞と危険箇所の解消を図るとともに、国道３５５号をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。
4. 生活に密着した市道の整備及び維持管理に対する支援策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成１９年１２月１７日

笠間市議会 議長 石崎 勝三